

議案第66号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第12回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第12回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第12回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ763,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,315,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和3年11月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,239,597	千円 763,357	千円 11,002,954
	2 国庫補助金	2,563,627	763,357	3,326,984
歳 入 合 計		49,552,112	763,357	50,315,469

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 24,167,109	千円 763,357	千円 24,930,466
	2 児童福祉費	12,553,238	763,357	13,316,595
歳 出 合 計		49,552,112	763,357	50,315,469

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	清掃関連施設整備予定地用地 取得に伴う物件補償費	千円 34,167

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
清掃関連施設整備設計施工監 理委託料その2	令和3年度 ～令和4年度	11,594 千円
清掃関連施設整備工事その3	令和3年度 ～令和4年度	792,370 千円

議案第66号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 1 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 10,239,597	千円 763,357	千円 11,002,954
	2国庫補助金	2,563,627	763,357	3,326,984
歳入合計		49,552,112	763,357	50,315,469

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 24,167,109	千円 763,357	千円 24,930,466
	2 児 童 福 祉 費	12,553,238	763,357	13,316,595
歳 出 合 計		49,552,112	763,357	50,315,469

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 763,357	千円	千円	千円
763,357			
763,357			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 547,923	千円 763,357	千円 1,311,280	2 児童福祉費補助金	千円 763,357

説	明	
11 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	千円 759,500
12 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	3,857

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 子 育 て 世 帯 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 費	0	763,357	763,357	763,357		
				763,357		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	318	
	10 需用費	346	1 子育て世帯への臨時特別給付金給付に要する経費 () 763,357
	1 消耗品費	60	
	5 印刷製本費	286	(1) 情報システム課関係経費 2,585
	11 役務費	608	12 委託料 (2,585)
	1 郵便料	608	基幹系システム修正委託料(子育て世帯への臨時特別給付金対応分)
	12 委託料	2,585	2,585
	18 負担金補助及び交付金	759,500	(2) 子育て支援課関係経費 760,772
			1 報酬 (318)
			子育て世帯への臨時特別給付金業務会計年度任用職員報酬 318
			10 需用費 (346)
			消耗品費 60
			印刷製本費 286
			11 役務費 (608)
			郵便料 608
			18 負担金補助及び交付金 (759,500)
			子育て世帯への臨時特別給付金 759,500

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,471	987,824	2,273,001	2,144,923	5,405,748	986,157	6,391,905	
補正前	(6) 1,469	987,506	2,273,001	2,144,923	5,405,430	986,157	6,391,587	
比 較	() 2	318			318		318	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	補正前	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		13,749	183,849	716,255	487,755	2,144,923
	補正前		13,749	183,849	716,255	487,755	2,144,923
	比 較						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

追加	事項	限度額	令和2年度(見込)額		令和3年度 支出期間	以降の 予定金額	左の財源内訳				
			期間	金額			特定財源			一般財源	
							国都支出金	地方債	その他		
	清掃関連施設整備設計施工監理委託料その2	11,594			令和3年度 ~令和4年度	11,594					11,594
	清掃関連施設整備工事その3	792,370			令和3年度 ~令和4年度	792,370	80,190	630,200			81,980

議案第66号資料2

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額	特定財源			一般財源
				充当額	予算科目	歳入名称	
情報システム課	3・2・9・1(1)	基幹システム修正委託料(子育て世帯への臨時特別給付金対応分)	2,585	2,585	15・2・2・2・12	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	0
		子育て世帯への臨時特別給付金業務会計年度任用職員報酬	318	318	15・2・2・2・12	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	0
子育て支援課	3・2・9・1(2)	消耗品費	60	60	15・2・2・2・12	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	0
		印刷製本費	286	286	15・2・2・2・12	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	0
		郵便料	608	608	15・2・2・2・12	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	0
		子育て世帯への臨時特別給付金	759,500	759,500	15・2・2・2・11	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	0
合計			763,357	763,357	—	—	0

子育て世帯への臨時特別給付金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対する適切な配慮を行うことを目的として、子育て世帯への臨時特別給付金を給付する。

2 支給対象

児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者又は主たる生計者の令和2年中の所得が法第5条及び児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 令和3年9月分の児童手当受給世帯のうち、受給者が公務員でない世帯（以下「児童手当受給世帯（非公務員）」という。）

6,670世帯（児童数10,310人）

- (2) 令和3年9月分の児童手当受給世帯のうち、受給者が公務員世帯（以下「児童手当受給世帯（公務員）」という。）

1,310世帯（児童数2,070人）

- (3) 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）において高校生相当の児童を養育する世帯（以下「高校生相当児童養育世帯」という。）

1,500世帯（児童数2,250人）

- (4) 基準日の翌日以後令和4年3月31日までに生まれた児童のいる児童手当受給対象世帯（以下「新生児養育世帯」という。）

360世帯（児童数560人）

3 支給額

児童1人当たり5万円

4 申請手続

2(1)は申請不要（対象者に通知発送）、2(2)～(4)は要申請

5 スケジュール（案）

時期	対象	内容
令和3年12月上旬	児童手当受給世帯（非公務員）	システム修正、対象者抽出
同月中旬	同上	通知発送
	児童手当受給世帯（公務員）、高校生相当児童養育世帯及び新生児養育世帯	申請受付開始（以降、随時受付）
同月下旬	児童手当受給世帯（非公務員）	振込
令和4年1月下旬	児童手当受給世帯（公務員）、高校生相当児童養育世帯及び新生児養育世帯	振込（以降、受付月の翌月下旬に支給）

※ 市が対象であると把握した者への申請勧奨は随時実施

6 予算額

(1) 歳入

ア 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金

759,500千円

イ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金

3,857千円

(2) 歳出

ア 子育て世帯への臨時特別給付金

759,500千円

イ その他（基幹系システム修正委託料、会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料）

3,857千円

繰越明許費の内訳について

1 清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費

款4 衛生費 項2 清掃費 目2 塵芥処理費

事業2 塵芥処理に要する経費

(単位：千円)

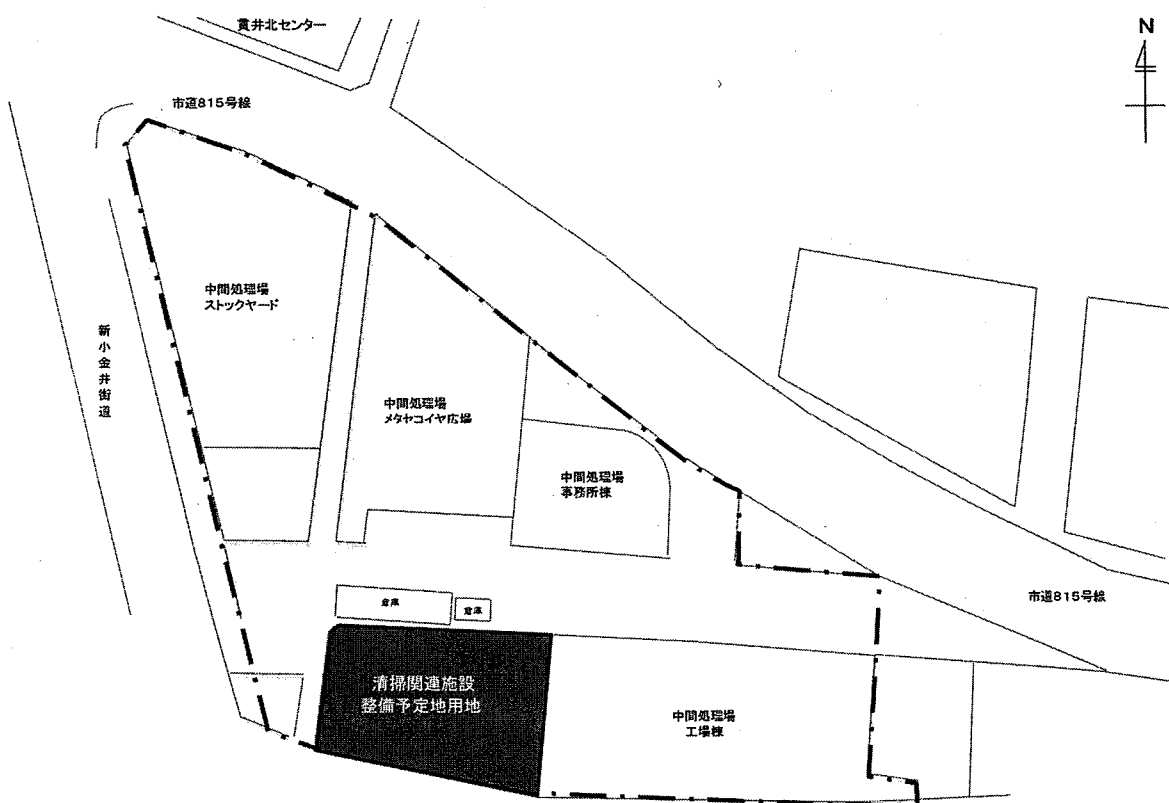
節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
21	清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費	34,167	0	34,167
	合計	34,167	0	34,167

清掃関連施設整備予定地用地取得事業概要

1 概要

令和3年度当初予算において、中間処理場に隣接する民有地の取得に係る予算を計上していた。本年度内に契約締結を見込んでいるものの、年度内に事業が完了しない見込みであることから、翌年度へ予算を繰り越す。

2 位置図



3 予算額（繰越明許費）

清掃関連施設整備予定地用地取得に伴う物件補償費 34,167千円

清掃関連施設整備事業概要

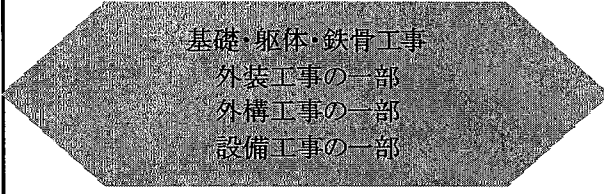
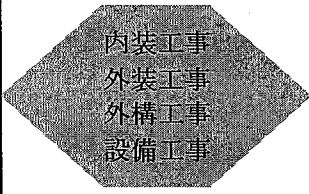
1 概要

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（二枚橋焼却場跡地）整備工事については、令和3年1月の工事着工前に確認された汚染土壌等の撤去、同年4月の建物基礎下地盤改良工事の施工中に確認された地中埋設物の解体撤去等、不測の事態への対処が必要となり、工事に遅延が生じたため、施工業者と協議を進めてきたが、工期を延長することとなった。工期の延長に伴い、諸経費の増額が生じるものである。






2 変更点

	変更前	変更後
施工 監理 委託	金額 58,960千円 (内訳) 令和2年度：27,500千円 令和3年度：31,460千円	金額 68,200千円 (内訳) 令和2年度：27,500千円 令和3年度：29,106千円 令和4年度：11,594千円
	期間 令和2年3月27日から 令和4年3月25日まで	期間 令和2年3月27日から 令和4年8月5日まで
整備 工事	金額 1,158,872千円 (内訳) 令和2年度：126,830千円 令和3年度：1,032,042千円	金額 1,212,541千円 (内訳) 令和2年度：126,830千円 令和3年度：293,341千円 令和4年度：792,370千円
	期間 令和2年3月26日から 令和4年3月18日まで	期間 令和2年3月26日から 令和4年7月29日まで

3 整備工事スケジュール（予定）

令和3年度	令和4年度
	 令和4年8月稼働

4 全体スケジュール（予定）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不燃・粗大ごみ積替え・保管施設 (二枚橋焼却場跡地)					
資源物処理施設 (中間処理場)					

5 予算額（債務負担行為）

(1) 清掃関連施設整備設計施工監理委託料その2

（期間：令和3年度～令和4年度）

限度額 11,594千円

(2) 清掃関連施設整備工事その3

（期間：令和3年度～令和4年度）

限度額 792,370千円

議案第67号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第13回)

令和3年度小金井市一般会計補正予算（第13回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第13回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,060,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,376,447千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年11月29日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 382,917	千円 695	千円 383,612
	1 負担金	382,917	695	383,612
15 国庫支出金		11,002,954	193,449	11,196,403
	1 国庫負担金	7,647,402	174,505	7,821,907
	2 国庫補助金	3,326,984	18,944	3,345,928
16 都支出金		7,391,429	86,044	7,477,473
	1 都負担金	2,451,897	65,267	2,517,164
	2 都補助金	4,273,080	15,880	4,288,960
	3 委託金	666,452	4,897	671,349
17 財産収入		15,703	1	15,704
	1 財産運用収入	7,534	1	7,535
18 寄附金		136,390	426	136,816
	1 寄附金	136,390	426	136,816
19 繰入金		2,570,405	760,199	3,330,604
	1 基金繰入金	2,569,144	760,199	3,329,343
21 諸収入		187,829	20,164	207,993
	5 雑収入	137,286	20,164	157,450
歳入合計		50,315,469	1,060,978	51,376,447

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,268,705	千円 53,109	千円 5,321,814
	1 総 務 管 理 費	4,254,111	17,844	4,271,955
	2 徴 税 費	485,697	35,000	520,697
	3 戸籍住民基本台帳費	337,765	265	338,030
3 民 生 費		24,930,466	833,993	25,764,459
	1 社 会 福 祉 費	7,840,457	212,474	8,052,931
	2 児 童 福 祉 費	13,316,595	482,457	13,799,052
	3 生 活 保 護 費	3,741,111	139,062	3,880,173
4 衛 生 費		6,759,276	43,755	6,803,031
	1 保 健 衛 生 費	2,965,968	21,548	2,987,516
	2 清 掃 費	3,793,308	22,207	3,815,515
9 消 防 費		1,555,963	84,173	1,640,136
	1 消 防 費	1,555,963	84,173	1,640,136
10 教 育 費		4,290,229	46,773	4,337,002
	2 小 学 校 費	1,193,061	41,446	1,234,507
	3 中 学 校 費	694,444	5,028	699,472
	4 社 会 教 育 費	740,187	299	740,486
13 予 備 費		109,574	△825	108,749
	1 予 備 費	109,574	△825	108,749
歳 出 合 計		50,315,469	1,060,978	51,376,447

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
文書管理システム設計構築委託料	令和3年度 ～令和4年度	34,075千円
グループウェアシステム設計構築委託料	令和3年度 ～令和4年度	30,596千円
公共施設予約システム設計構築委託料	令和3年度 ～令和4年度	14,875千円
都市計画マスタープラン策定支援委託料その2	令和3年度 ～令和4年度	4,191千円
第一小学校増改築等基本計画策定支援委託料	令和3年度 ～令和4年度	8,910千円

議案第67号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第13回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び 負担金		千円 382,917	千円 695	千円 383,612
	1 負担金	382,917	695	383,612
15 国庫支出金		11,002,954	193,449	11,196,403
	1 国庫負担金	7,647,402	174,505	7,821,907
	2 国庫補助金	3,326,984	18,944	3,345,928
16 都支出金		7,391,429	86,044	7,477,473
	1 都負担金	2,451,897	65,267	2,517,164
	2 都補助金	4,273,080	15,880	4,288,960
	3 委託金	666,452	4,897	671,349
17 財産収入		15,703	1	15,704
	1 財産運用収入	7,534	1	7,535
18 寄附金		136,390	426	136,816
	1 寄附金	136,390	426	136,816
19 繰入金		2,570,405	760,199	3,330,604
	1 基金繰入金	2,569,144	760,199	3,329,343
21 諸収入		187,829	20,164	207,993
	5 雑収入	137,286	20,164	157,450
歳入合計		50,315,469	1,060,978	51,376,447

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,268,705	千円 53,109	千円 5,321,814
	1 総務管理費	4,254,111	17,844	4,271,955
	2 徴税費	485,697	35,000	520,697
	3 戸籍住民基本台帳費	337,765	265	338,030
3 民生費		24,930,466	833,993	25,764,459
	1 社会福祉費	7,840,457	212,474	8,052,931
	2 児童福祉費	13,316,595	482,457	13,799,052
	3 生活保護費	3,741,111	139,062	3,880,173
4 衛生費		6,759,276	43,755	6,803,031
	1 保健衛生費	2,965,968	21,548	2,987,516
	2 清掃費	3,793,308	22,207	3,815,515
9 消防費		1,555,963	84,173	1,640,136
	1 消防費	1,555,963	84,173	1,640,136
10 教育費		4,290,229	46,773	4,337,002
	2 小学校費	1,193,061	41,446	1,234,507
	3 中学校費	694,444	5,028	699,472
	4 社会教育費	740,187	299	740,486
13 予備費		109,574	△825	108,749
	1 予備費	109,574	△825	108,749
歳出合計		50,315,469	1,060,978	51,376,447

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
5,162		9,781	38,166
		9,781	8,063
4,897			30,103
265			
274,331		40,586	519,076
120,031		3,026	89,417
116,963		22,130	343,364
37,337		15,430	86,295
		1	43,754
		1	21,547
			22,207
			84,173
			84,173
			46,773
			41,446
			5,028
			299
			△825
			△825
279,493		50,368	731,117

2 歳 入

款 13 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費負担金	千円 372,606	千円 695	千円 373,301	1 社会福祉費負担金	千円 695

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 7,128,933	千円 174,505	千円 7,303,438	1 社会福祉費負担金	千円 78,140
				2 児童福祉費負担金	40,843
				3 被用者児童手当負担金	△ 11,667
				4 非被用者児童手当負担金	△ 1,930
				5 特別障害者手当等負担金	1,703
				6 生活保護費等負担金	37,337
				7 被用者小学校修了前児童手当負担金	13,377
				8 非被用者小学校修了前児童手当負担金	1,993

説	明	千円
1 老人施設措置費負担金 (老人福祉法第28条)	(介護福祉課)	695

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	78,140
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	40,843
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 37/45	(子育て支援課) △	11,667
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課) △	1,930
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条) 負担率 3/4	(自立生活支援課)	1,703
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	37,337
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	13,377
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	1,993

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円	千円	千円	10 中学生児童手当負担金	千円 6,233
				11 特例給付負担金	8,476

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 95,076	千円 265	千円 95,341	1 総務管理費補助金	千円 265
2 民生費国庫補助金	1,311,280	18,679	1,329,959	1 社会福祉費補助金	746
				2 児童福祉費補助金	17,933

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,449,995	千円 65,267	千円 2,515,262	1 社会福祉費負担金	千円 39,070

説	明	千円
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	6,233
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	8,476

説	明	千円
2 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	265
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	746
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	4,433
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保育課)	13,500

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	39,070

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円	2 児童福祉費負担金	千円 20,421
				3 被用者児童手当負担金	△ 1,261
				4 非被用者児童手当負担金	△ 483
				6 被用者小学校修了前児童 手当負担金	3,344
				7 非被用者小学校修了前児 童手当負担金	498
				8 中学生児童手当負担金	1,558
				9 特例給付負担金	2,120

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,251,285	千円 15,880	千円 2,267,165	1 社会福祉費補助金	千円 372
				2 児童福祉費補助金	15,508

説	明	千円
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	20,421
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 4/45	(子育て支援課)	△ 1,261
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	△ 483
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	3,344
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	498
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	1,558
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	2,120

説	明	千円
6 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	372
6 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (東京都義務教育就学児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	2,678

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 329,156	千円 4,897	千円 334,053	2 徴収費委託金	千円 4,897

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 3,708	千円 1	千円 3,709	1 利子及び配当金	千円 1

説	明	千円
14 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	4,433
17 保育所等賃借料補助金 (保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	5,914
25 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する 支援事業補助金 (令和3年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に 対する支援事業補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	783
26 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 (私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	1,700

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納 税 課)	4,897

説	明	千円
12 新型コロナウイルス感染症対策基金利子	(健 康 課)	1

款 18 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 民生費寄附金	千円 0	千円 426	千円 426	1 高齢者福祉事業寄附金	千円 426

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,830,000	千円 730,000	千円 2,560,000	1 財政調整基金繰入金	千円 730,000
7 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	213,507	30,199	243,706	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	30,199

款 21 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1,098	千円 9,680	千円 10,778	1 過年度収入	千円 9,680
2 弁 償 金	15,551	10,484	26,035	1 弁 償 金	10,484

説	明	千円
1 高齢者福祉事業寄附金	(介護福祉課)	426

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財政課)	730,000
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健康課)	30,199

説	明	千円
21 令和2年度生活保護費等国庫負担金追加交付金	(地域福祉課)	3,358
22 令和2年度生活保護費等都負担金追加交付金	(地域福祉課)	2,705
23 令和2年度障害児通所給付費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,514
24 令和2年度障害児通所給付費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	198
25 令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,409
26 令和2年度障害者自立支援給付費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	496
1 弁償金	(地域福祉課)	10,484

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,323,155	3,155	1,326,310			
2 文書管理費	593,904	3,564	597,468			
9 市民施設費	85,589	919	86,508			
10 市民文化費	315,645	10,206	325,851			9,781
						9,781

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,155			
3,155	10 需用費 6 光熱水費	2,003 2,003	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 3,155
	11 役務費 2 電話料	1,152 1,152	10 需用費 (2,003) 光熱水費 (2,003) 11 役務費 (1,152) 電話料 (1,152)
3,564			
3,564	12 委託料	3,564	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 3,564
			12 委託料 (3,564) 基幹系システム修正委託料 (国民年金法等改正対応分) 297 基幹系システム修正委託料 (児童手当制度改正対応分) 1,287 基幹系システム修正委託料 (個人市民税制度改正対応分) 1,980
919			
127	10 需用費 6 光熱水費	919 919	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 127
			10 需用費 (127) 光熱水費 (127)
792			5 前原暫定集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 792
			10 需用費 (792) 光熱水費 (792)
425			
	10 需用費 6 光熱水費	425 425	5 芸術文化施策に要する経費 (コミュニティ文) 9,781
	21 補償補填及び賠償金	9,781	21 補償補填及び賠償金 (9,781) 市民交流センター指定管理委託損失補償金 9,781
425			7 はげの森美術館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 425
			10 需用費 (425) 光熱水費 (425)

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	344,249	0	344,249	4,897		
3 徴 収 費	65,909	35,000	100,909			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 4,897			
35,000			
35,000	22 償還金利息及び割引料	35,000	2 市税等還付金及び還付加算金 (納税課) 35,000
			22 償還金利息及び割引料 (35,000)
			還付金及び還付加算金 35,000

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	337,765	265	338,030	265		
				265		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	11 役務費 1 郵便料	265 265	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市民課) 265
			11 役務費 (265) 郵便料 265

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,060,260	23,818	1,084,078	1,703		
				1,703		
2 障害者福祉費	2,245,271	176,597	2,421,868	118,328		1,905
				1,118		
				36,639		1,905
				80,571		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
22,115				
567	19 扶助費	7,562	9 特別障害者手当等支給に要する経費	(自立生活支援課) 2,270
	22 償還金利子及び割引料	16,256	19 扶 助 費	(2,270)
5,292			特別障害者手当等	2,270
			11 難病者福祉手当支給に要する経費	(自立生活支援課) 5,292
			19 扶 助 費	(5,292)
			難病者福祉手当	5,292
16,256			34 返還金・還付金	() 16,256
			(1) 自立生活支援課関係経費	9,524
			22 償還金利子及び割引料	(9,524)
			令和2年度障害者医療費国庫負担金返還金	6,461
			令和2年度障害者医療費都負担金返還金	3,063
			(2) 地域福祉課関係経費	6,732
			22 償還金利子及び割引料	(6,732)
			令和2年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金	2,633
			令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金	4,099
56,364				
453	12 委託料	1,491	6 身体障害者手帳等交付にかかる診断書料の助成に要する経費	(自立生活支援課) 453
	19 扶助費	156,733	19 扶 助 費	(453)
	22 償還金利子及び割引料	18,373	身体障害者手帳等申請用診断書料助成費	453
373			17 地域生活支援事業に要する経費	(自立生活支援課) 1,491
			12 委 託 料	(1,491)
			重度身体障害者訪問入浴委託料	1,491
10,309			22 介護給付に要する経費	(自立生活支援課) 48,853
			19 扶 助 費	(48,853)
			介護給付費	48,853
26,856			23 訓練等給付に要する経費	(自立生活支援課) 107,427
			19 扶 助 費	(107,427)
			訓練等給付費	107,427
18,373			33 返還金・還付金	(自立生活支援課) 18,373

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
4 高齢者福祉費	533,536	12,059	545,595			1,121
						695
						426

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			22 償還金利子及び割引料 (18,373) 令和2年度地域生活支援事業費等 国庫補助金返還金 373 令和2年度地域生活支援事業費等 都補助金返還金 186 令和2年度障害者総合支援事業費 国庫補助金返還金 1,365 令和2年度障害者施策推進区市町 村包括補助事業都補助金返還金 16,449
10,938			
5,188	12 委託料	17	3 老人施設措置に要する経費 (介護福祉課) 5,883
	17 備品購入費	514	12 委託料 (17) 入所援護費支払事務委託料 17
	19 扶助費	5,866	19 扶助費 (5,866) 入所援護費 養護老人ホーム 5,866
88	22 償還金利子及び割引料	5,662	4 本町高齢者在宅サービスセンター維持管理に要する経費 (介護福祉課) 514
			17 備品購入費 (514) 医療機器類 259 消防防災機器類 255
5,662			45 返還金・還付金 (介護福祉課) 5,662
			22 償還金利子及び割引料 (5,662) 令和2年度介護保険事業費国庫補助金返還金 216 令和2年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 3 令和2年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 61 令和2年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 5,382

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,477,649	479,397	6,957,046	116,963		22,130
				22,258		
					5,914	
					2,678	
				61,264		1,712

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
340,304			
5,777	12 委託料	148	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 28,035
	18 負担金補助及び交付金	62,178	19 扶助費 (28,035) 児童手当 28,035
2,957	19 扶助費	118,618	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 8,871
	22 償還金利子及び割引料	298,453	18 負担金補助及び交付金 (8,871) 保育所等賃借料補助金 8,871
6,274			15 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 8,952
			19 扶助費 (8,952) 医 療 費 8,952
18,803			19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 81,779
			12 委 託 料 (148) 給付費支払事務委託料 148
			19 扶 助 費 (81,631) 障害児通所給付費 79,999 高額障害児通所給付費 1,632
8,040			22 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) 8,040
			18 負担金補助及び交付金 (8,040) 私立幼稚園等補助金 8,040
298,453			26 返還金・還付金 () 298,453
			(1) 保育課関係経費 298,169
			22 償還金利子及び割引料 (298,169)
			令和元年度保育対策総合支援事業 費国庫補助金返還金 9,252
			令和2年度保育対策総合支援事業 費国庫補助金返還金 17,299
			令和2年度保育所等整備国庫交付 金返還金 77,706
			令和2年度子育てのための施設等 利用給付国庫負担金返還金 36,850
			令和2年度待機児解消区市町村支 援事業都補助金返還金 58,071
			令和2年度保育所運営費都負担金 返還金 3,309
			令和2年度子育てのための施設等 利用給付都負担金返還金 16,934
			令和2年度幼児教育・保育無償化 実施事業費都補助金返還金 7,348

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
				24,849		20,418
3 児童福祉施設費	56,232	561	56,793			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和2年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 23,619
			令和2年度保育所等賃借料都補助金返還金 886
			令和2年度保育従事職員宿舍借上支援事業費都補助金返還金 4,783
			令和2年度認証保育所運営費等都補助金返還金 1,345
			令和2年度定期利用保育事業費都補助金返還金 6,361
			令和2年度保育所等におけるICT化推進事業費都補助金返還金 397
			令和2年度保育所等における児童の安全対策強化事業費都補助金返還金 900
			令和2年度保育サービス推進事業都補助金返還金 10,064
			令和2年度保育力強化事業都補助金返還金 859
			令和2年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費都補助金返還金 5,411
			令和2年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金 2,271
			令和2年度保育所等利用多子世帯負担軽減事業費都補助金返還金 104
			令和2年度賃貸物件による保育所開設準備経費都補助金返還金 1,386
			令和2年度私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費都補助金返還金 732
			令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設臨時休園等支援事業都補助金返還金 12,282
			(2) 自立生活支援関係経費 284
			22 償還金利子及び割引料 (284)
			令和2年度障害児通所給付費国庫負担金返還金 189
			令和2年度障害児通所給付費都負担金返還金 95
			29 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 () 45,267
			(2) 保育課関係経費 45,267
			18 負担金補助及び交付金 (45,267)
			民間保育所等の感染症対策事業補助金 40,300
			私立幼稚園等の感染症対策事業補助金 3,400
			新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金 1,567
561			

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童福祉施設費						
4 保育園費	1,130,008	1,351	1,131,359			
5 学童保育所費	379,812	1,148	380,960			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
561	10 需用費 6 光熱水費	561 561	2 児童館維持管理に要する 経費 (児童青少年課) 561
			10 需用費 (561) 光熱水費 561
1,351			
1,351	10 需用費 6 光熱水費	1,351 1,351	2 保育園維持管理に要する 経費 (保 育 課) 1,351
			10 需用費 (1,351) 光熱水費 1,351
1,148			
1,148	10 需用費 6 光熱水費	1,052 1,052	1 学童保育所維持管理に要 する経費 (児童青少年課) 1,148
	11 役務費 2 電話料	96 96	10 需用費 (1,052) 光熱水費 1,052 11 役務費 (96) 電 話 料 96

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	192,258	73,973	266,231			
2 扶 助 費	3,543,441	65,089	3,608,530	37,337		15,430
				37,337		15,430

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
73,973				
73,973	22	償還金利子及び割引料	73,973	3 返還金・還付金 (地域福祉課) 73,973
				22 償還金利子及び割引料 (73,973) 令和2年度生活保護費等国庫負担 金返還金 73,973
12,322				
12,322	19	扶助費	65,089	1 生活保護扶助に要する経 費 (地域福祉課) 65,089
				19 扶 助 費 (65,089) 生活保護扶助 65,089

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	812,666	21,356	834,022			
5 環境対策費	28,488	22	28,510			
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	181,004	170	181,174			1
						1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
21,356			
21,356	22 償還金利子及び割引料	21,356	34 返還金・還付金 (健康課) 21,356
			22 償還金利子及び割引料 (21,356)
			令和2年度疾病予防対策事業費等 10,204
			国庫補助金返還金 8,892
			令和2年度医療保健政策区市町村 包括補助事業都補助金返還金 2,260
			令和2年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金
22			
22	22 償還金利子及び割引料	22	6 返還金・還付金 (環境政策課) 22
			22 償還金利子及び割引料 (22)
			令和2年度区市町村との連携による地域環境力活性化事業都補助金返還金 22
169			
169	24 積立金	170	1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (健康課) 170
			24 積立金 (170)
			新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金) 169
			新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立利子) 1

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	3,340,820	22,207	3,363,027			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
22,207			
7,320	12 委託料	22,207	1 塵芥収集に要する経費 () 7,320
			(1) 可燃、不燃ごみ収集に要する経費 () 7,320
			ごみ対策課
			12 委託料 () 7,320
			家庭系一般廃棄物処理手数料収納
			事務委託料 1,478
			家庭系一般廃棄物収集袋作製等管
			理委託料 5,842
14,887			2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 14,887
			12 委託料 () 14,887
			鉄くず等搬出運搬委託料 770
			廃プラスチック運搬委託料 2,351
			廃プラスチック選別委託料 4,356
			不燃ごみ資源化処理委託料その1 2,378
			不燃ごみ資源化処理委託料その2 5,032

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,397,222	84,173	1,481,395			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
84,173			
84,173	12 委託料	84,173	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 84,173
			12 委託料 (84,173) 消防事務都委託金 84,173

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	625,455	7,640	633,095			
3 学校保健給食費	241,932	2,152	244,084			
4 学校建設費	111,201	31,654	142,855			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,640			
7,640	10 需用費 6 光熱水費	7,640 7,640	2 学校運営に要する経費 () 7,640 (2) 学務課関係経費 7,640 10 需用費 (7,640) 光熱水費 7,640
2,152			
2,152	19 扶助費	2,152	4 就学援助に要する経費 (学 務 課) 2,152 19 扶 助 費 (2,152) 要保護・準要保護児童就学援助費 2,152
31,654			
9,900	10 需用費 10 修繕料	21,754 21,754	1 学校施設整備に要する経費 (庶 務 課) 9,900
	14 工事請負費	9,900	14 工事請負費 (9,900) 第一小学校西倉庫屋上防水等改修 工事
21,754			2 学校施設維持管理に要する経費 (庶 務 課) 21,754 10 需用費 (21,754) 修 繕 料 21,754

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	297,254	5,028	302,282			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
5,028			
5,028	10 需用費 6 光熱水費	5,028 5,028	2 学校運営に要する経費 () 5,028
			(2) 学務課関係経費 5,028
			10 需用費 (5,028)
			光熱水費 5,028

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	317,657	299	317,956			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
299				
299	10 需用費 1 消耗品費	145 145	11 成人の日記念行事会場開 催中止に伴う代替事業に 要する経費	(生涯学習課) 299
	11 役務費 1 郵便料	110 110	10 需用費 消耗品費	(145) 145
	13 使用料及び賃借料	44	11 役務費 郵便料	(110) 110
			13 使用料及び賃借料 会場借上料	(44) 44

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	109,574	△ 825	108,749			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 825		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

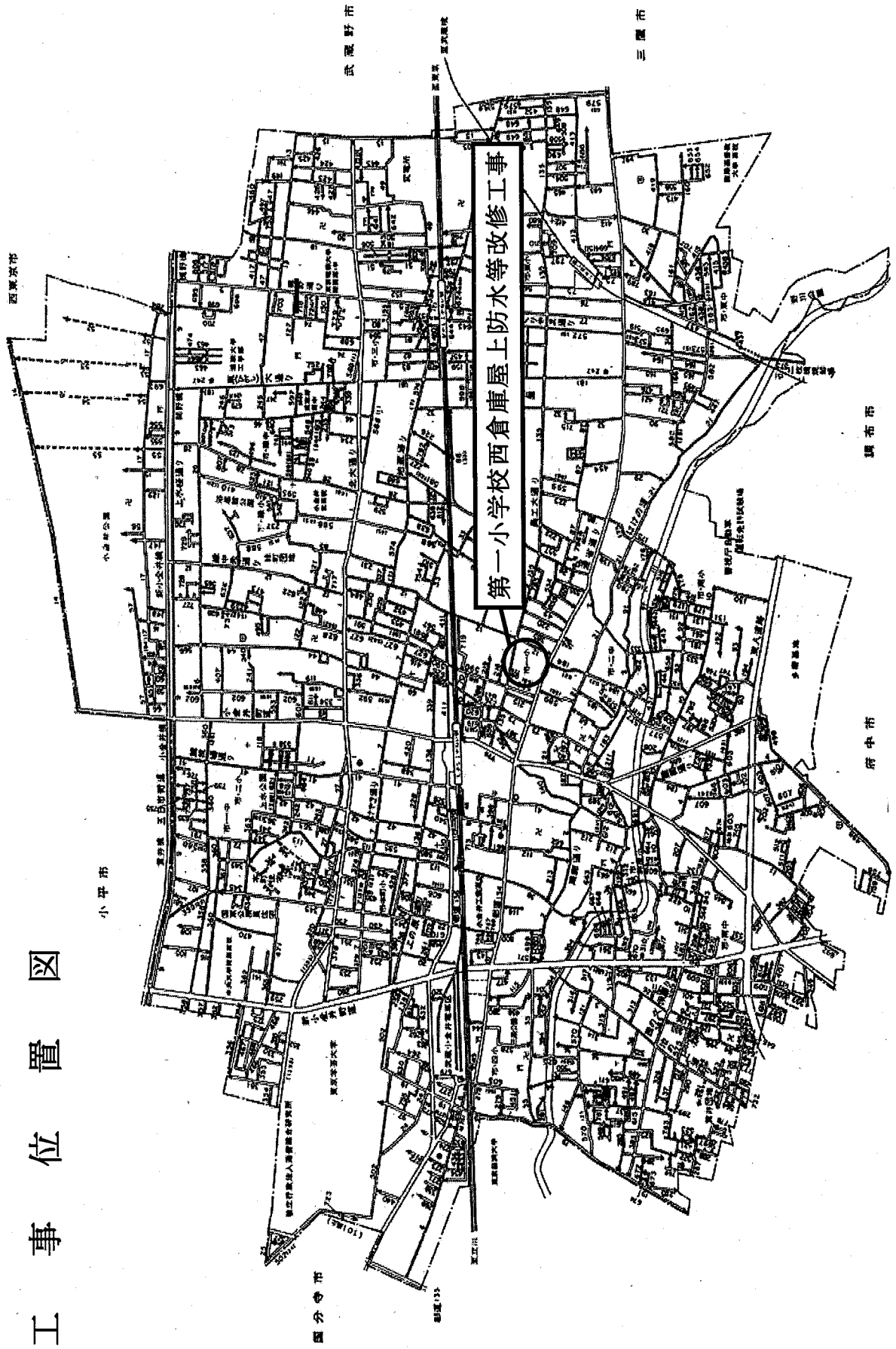
(単位:千円)

追加	事項	限度額	令和2年度支出(見込)額		令和3年度支出期間	以降の金額	左の財源内訳				
			期間	金額			特定財源			その他	
							国都支出金	地方債	一般財源		
	文書管理システム設計構築委託料	34,075			令和3年度 ～令和4年度	34,075					34,075
	グループウェアシステム設計構築委託料	30,596			令和3年度 ～令和4年度	30,596					30,596
	公共施設予約システム設計構築委託料	14,875			令和3年度 ～令和4年度	14,875					14,875
	都市計画マスタープラン策定支援委託料その2	4,191			令和3年度 ～令和4年度	4,191					4,191
	第一小学校増改築等基本計画策定支援委託料	8,910			令和3年度 ～令和4年度	8,910					8,910

令和3年度 基金現在高調へ

NO	基金名	令和2年度末現在高当		令和3年度算当初		予算補正状況				補正後の積立予定額計		令和3年度取崩予定額計		令和3年度末現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
		元金	利息計	元金	利息計	7回	10回	13回	回補正額(C)	(D)	当	補正計	(E)	
1	財政調整基金	5,084,139	399	1,280,000	399		1,280,000		1,280,000	399	2・7・13補正計	1,500,000	1,060,000	3,804,538
2	職員退職手当基金	9,418	1		1					1	補正計	10,000		9,419
3	庁舎建設基金	2,679,071	273		273					273	1補正計	178,320	17,897	
4	地域福祉基金	759,775	76	107,307	76		235		107,542	76	補正計	10,000		2,483,127
5	新型コロナウイルス感染症対策基金	138,587	50,000		1	169	131,003		131,172	181,172	2・10・11・13補正計	49,000	194,706	76,055
6	環境基金	1,068,901	103		200,103		335		131,173	181,174	補正計	243,706		
7	都市再開発整備基金	3,029	1		200,000		335		335	200,335	当	220,600		991,269
8	みどり公園基金	9,670	1		103		335		335	103	5補正計	57,470	278,070	
9	市営住宅整備基金	59,914	3,506		3,506		297		297	297	当	2,350		61,070
10	教育施設整備基金	63,468	26,100		26,100		737		737	26,837	当	39,000		
11	土地開発基金	65	1		1					1	補正計			66
合	計	9,876,037	279,600	1,412,607	871	169	1,412,607	0	1,520,083	1,799,683	当	1,999,270	1,330,073	8,347,249
			280,471	1,412,607	280,471	170	1,412,607	170	1,520,084	1,800,555	補正計	3,329,343		

工事位置図



議案第67号資料4

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

(単位：千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額	特定財源		一般財源
				充当額	予算科目	
コミュニティ文化課	2・1・10・5	市民交流センター指定管理委託損失補償金	9,781	9,781	19・1・7・1・1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	0
					15・2・2・2・3 子ども・子育て支援交付金	
保育課	3・2・1・29(2)	民間保育所等の感染症対策事業補助金	40,300	40,300	15・2・2・2・5 保育対策総合支援事業費補助金	0
					16・2・2・2・14 子ども・子育て支援交付金	
					19・1・7・1・1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	
					16・2・2・2・26 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	
健康課	4・1・6・1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金) 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立利子)	3,400	3,400	19・1・7・1・1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	0
			1,567	1,567	16・2・2・2・25 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金	0
			169	169	19・1・7・1・1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	169
合計			55,218	55,049		169

市民交流センター指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年度において臨時休館、定員制限に伴う利用料金の減額及び新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルに伴う利用料金の全額返還を行った。指定管理者と協議の上、指定管理者の利用料金減収分を補償する。また、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場を設置したことにより発生した損失について補償する。

2 根拠等

- (1) 臨時休館、定員制限に伴う利用料金の減額及び新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルによる利用料金の全額返還

小金井市民交流センターの管理に関する基本協定書（令和 2 年 3 月 31 日付け締結。以下「協定書」という。）第 37 条に基づき、指定管理者と協議を行った結果、指定管理者の減収分を補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は指定管理者である。

（不可抗力等によって発生した費用等の負担）

第 37 条 不可抗力又は著しい物価変動（以下「不可抗力等」という。）の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、乙に発生した損害・損失や増加費用について、乙と協議を行うものとする。

- (2) 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置

小金井市民交流センター指定管理者募集要項（令和元年 7 月 16 日付け告示第 128 号。以下「募集要項」という。）の「6 リスク分担」に基づき補償する。

6 リスク分担（募集要項抜粋）				
市と指定管理者のリスク分担（費用負担）は、次のとおりとします。				
リスクの種類	内容	負担者		
		市	指定管理者	協議事項
政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増又は収入減	○		

3 金額内訳

- (1) 臨時休館、定員制限に伴う利用料金の減額及び新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルによる利用料金の全額返還

項目	対象期間	利用料金 減収額 (ア)	光熱水費 減少額 (イ)	補償額 (ア-イ)
臨時休館	令和3年4月27日から同年5月10日まで	2,575千円	661千円	1,914千円
定員制限に伴う 利用料金の減額	令和3年4月1日から同年9月30日まで	6,220千円	—	6,220千円
新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルによる 利用料金の全額返還	令和3年4月1日から同年9月30日まで	3,188千円	1,136千円	1,026千円 (※1)
合 計				9,160千円

※1 協議により、負担は市と指定管理者で等分とする。

- (2) 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置

項目	対象期間	損失(※2) (ア)	収益(※3) (イ)	補償額 (ア-イ)
新型コロナウイルスワクチンの 集団接種会場の 設置	令和3年9月7日から同年10月31日まで	2,284千円	1,663千円	621千円
合 計				621千円

※2 損失は、集団接種会場の設置に伴う減収及び増加した費用

※3 収益は、集団接種会場の設置に伴う収入及び減少した費用

4 予算額

市民交流センター指定管理委託損失補償金

9,781千円

第一小学校西倉庫屋上防水等改修工事概要

1 目的

小金井第一小学校は、令和4年度に学級数が増加することから、校舎内の教材室等を普通教室として活用する必要がある。それに伴い、西倉庫を新たに教材室として活用するため改修工事を行う。

2 工事内容

西倉庫の屋上防水、外構・内装等の改修

3 スケジュール

令和4年1月 請負事業者決定

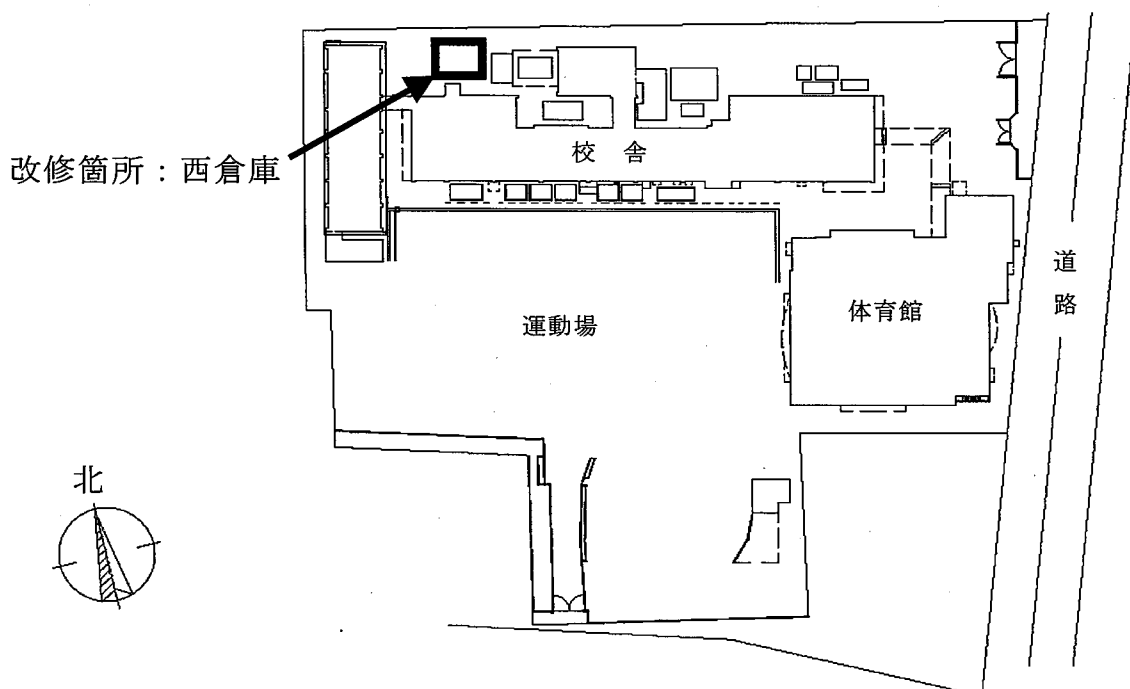
2月 工事開始

3月 工事完了

4 予算額

第一小学校西倉庫屋上防水等改修工事 9,900千円

5 配置図



小学校修繕事業概要

1 目的

令和 4 年度に学級数が増加し、普通教室が不足することが見込まれる小金井第一小学校、小金井第三小学校及び東小学校について、特別教室等を普通教室として活用するため修繕を行う。

2 修繕内容

間仕切壁、内装、電気配線等の修繕

3 スケジュール

令和 4 年 1 月 請負事業者決定

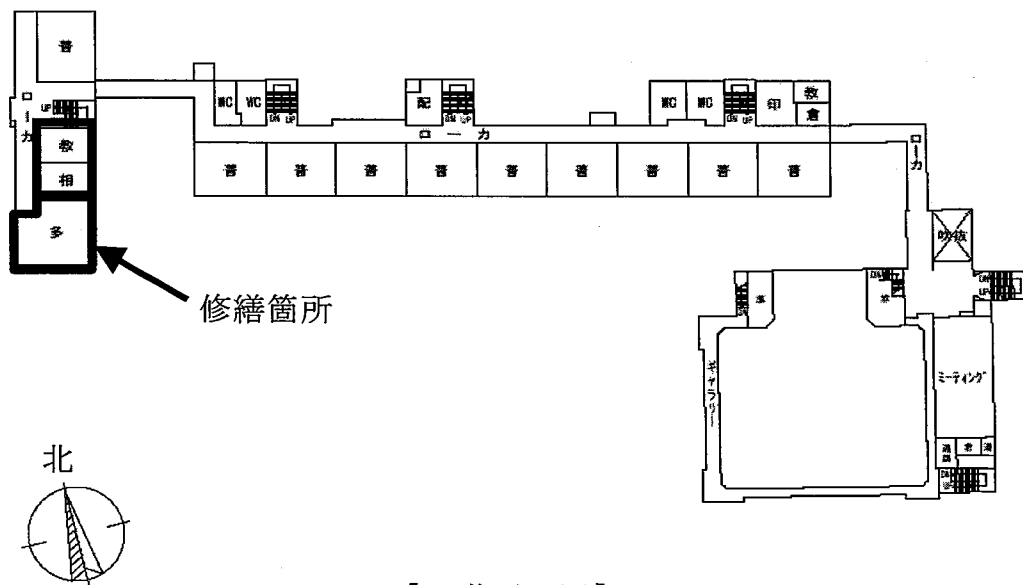
2 月 工事開始

3 月 工事完了

4 修繕箇所

(1) 小金井第一小学校

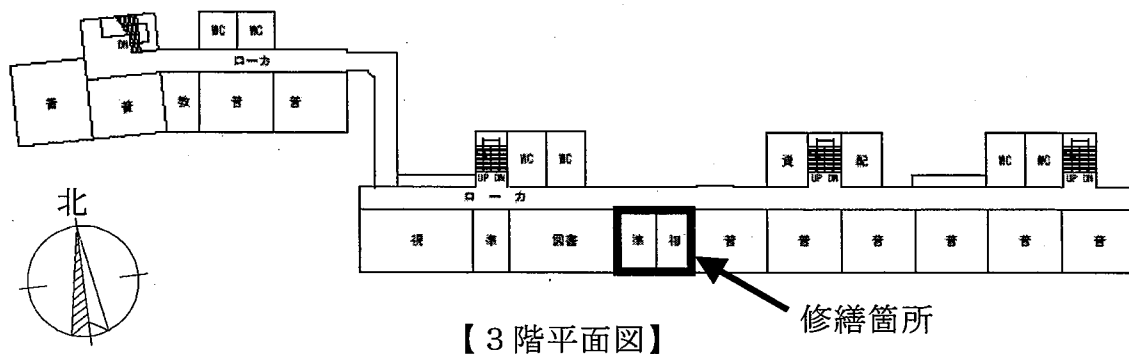
多目的室、教材室及び教育相談室



【 2 階平面図】

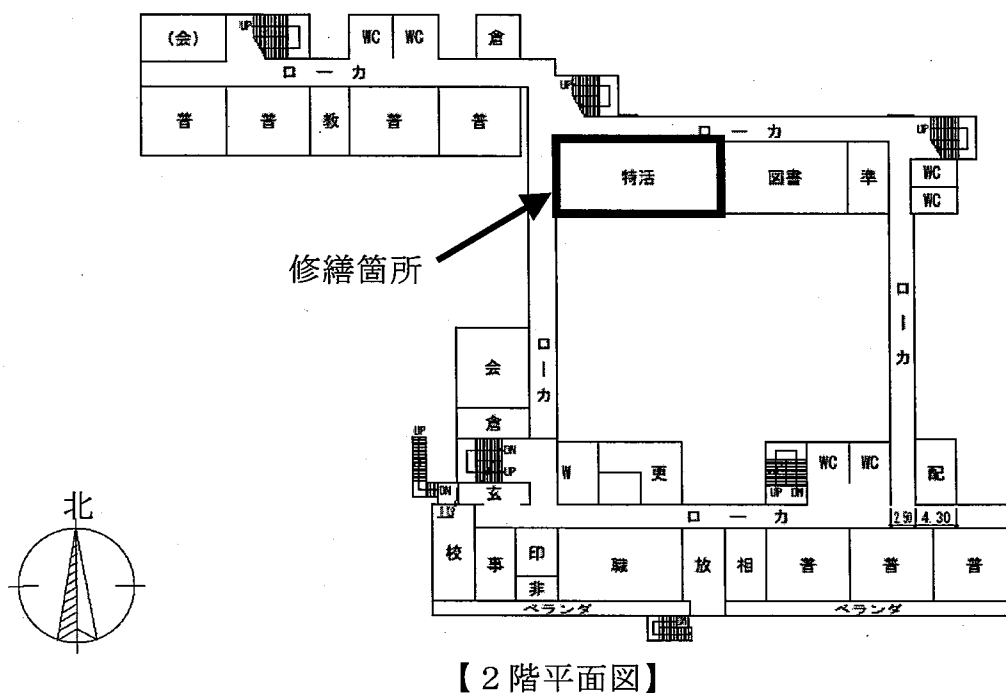
(2) 小金井第三小学校

図書準備室及び教育相談室



(3) 東小学校

特別活動室



5 予算額

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 第一小学校多目的室内装等修繕 | 7, 199千円 |
| (2) 第三小学校図書準備室内装等修繕 | 5, 586千円 |
| (3) 東小学校特別活動室内装等修繕 | 8, 969千円 |

令和 2 年度成人の日記念行事会場開催中止に伴う代替事業概要

1 目的

令和 2 年度成人の日記念行事については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場での対面開催を中止し、無観客で実施した式典の様子を撮影し、オンライン配信することとなった。本来であれば、式典会場で旧交を温め、郷土意識の醸成を高めることとなる機会を失った令和 2 年度対象の成人に対し、直接集える機会を創出するため、代替事業を実施する。

2 実施方法

小金井 宮地楽器ホールの小ホールに、看板等を設置し、写真撮影のためのスペースを設ける。また、パーテーション、テーブル等に中学校に関係するもの等を設置し、懐かしんでもらうスペースを設ける。その他、詳細については、実行委員等の意見を伺いながら内容を決定していく。

3 実施内容（案）

日程	令和 4 年 3 月 5 日（土）午前 10 時～午後 7 時
会場	小金井 宮地楽器ホール小ホール
対象者	令和 2 年度中に成人を迎えた方
内容	写真撮影コーナー、中学校ごとのブースの設置及び昨年度購入した記念品の配布 ※ 詳細は今後検討する。

4 予算額

(1) 消耗品費（生花、看板、その他消耗品の購入）	1 4 5 千円
(2) 郵便料（案内状送付用）	1 1 0 千円
(3) 会場借上料（小金井 宮地楽器ホール借上料）	4 4 千円

都市計画マスタープラン策定事業概要

1 事業目的

小金井市都市計画マスタープランは、総合的な見直しを行うため、令和元年度から事業を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による会議の延期等に対応する必要があることから、事業期間を延伸し、令和4年8月を目途に策定する。

2 事業スケジュール（案）

項目	令和3年度				令和4年度				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
庁内検討委員会									
策定委員会									
パブリックコメント									
市民説明会									
まちづくりサロン									
パネル展示									
全員協議会									
都市計画審議会									

3 主な事業概要

(1) 令和3年度

ア 庁内検討委員会（市職員）

小金井市都市計画マスタープラン策定の協議を行う。

イ 策定委員会（学識経験者、関係機関・団体代表、公募市民等）

小金井市都市計画マスタープラン策定の協議を行う。

ウ パブリックコメント・市民説明会・まちづくりサロン・パネル展示

小金井市都市計画マスタープラン（素案）について、パブリックコメント・市民説明会・まちづくりサロン・パネル展示を行う。

エ 全員協議会・小金井市都市計画審議会

小金井市都市計画マスタープラン（素案）の報告を行う。

(2) 令和4年度

ア 庁内検討委員会（市職員）

小金井市都市計画マスタープラン策定の協議を行う。

イ 策定委員会（学識経験者、関係機関・団体代表、公募市民等）

小金井市都市計画マスタープラン策定の協議を行う。

ウ 小金井市都市計画審議会

小金井市都市計画マスタープラン（案）を諮問・答申する。

4 予算額（債務負担行為）

都市計画マスタープラン策定支援委託料その2

（期間：令和3年度～令和4年度）

限度額4,191千円

第一小学校増改築等基本計画策定事業概要

1 目的

令和 3 年 3 月 31 日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）が改正され、小学校の学級編制の標準が令和 3 年度から 35 人に引き下げられ、段階的に実施されることにより、今後、市内小学校の学級数が増加することが予測される。

特に、小金井第一小学校及び東小学校における学級数の増加が顕著となる見込みであり、小金井第三小学校に並ぶ大規模校になり、既存校舎では将来学級数に応じた普通教室数等が確保できなくなることも想定される。

また、小金井市学校施設長寿命化計画において、はじめに改築等を実施している小金井第三小学校についても、学級数が増加する見込みであり、必要諸室の確保が課題となる。

以上の大規模校化が進む 3 校について、小金井市学校施設長寿命化計画に基づいて、将来学級数にも適した学校施設整備を進めていくため、増改築等基本計画を策定する。

2 業務概要

(1) 施設の現状整理

都市計画条件、施設の基本情報、施設の配置・構成、諸室の活用状況、管理・運営面の課題等を整理する。

(2) 施設整備の方針検討

喫緊の児童数・学級数増加への対応、改修計画の見直し、工事期間中の学校運営の在り方及び管理・運営面の改善の方針を検討する。

(3) 施設整備の計画案の作成

施設の配置及び各階平面計画、工事計画、事業スケジュール等を作成する。

(4) 事業効果の明確化及び事業方式の検討

事業費概算及び事業効果を明確にし、適切な事業方式を検討する。

(5) 関係官公署との協議等

関係官公署との協議のほか、学校及び庁内関係者の合意形成を図る。

3 スケジュール

項目	令和3年度			令和4年度					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(1) 業者選定	←→								基本計画策定
(2) 施設の現状整理		←→							
(3) 施設整備の方針検討			←→						
(4) 施設整備の計画案の作成				←→					
(5) 事業効果の明確化・事業方式の検討				←→					
(6) 関係官公署との協議等	←	→	→	→	→	→	→	→	

4 予算額（債務負担行為）

第一小学校増改築等基本計画策定支援委託料

（期間：令和3年度～令和4年度）

限度額 8,910千円

議案第72号

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年11月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都に準じ、期末手当の年間支給月数の引下げを行うため、本案を提出するもの
であります。

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の120」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。
（令和3年12月の期末手当の特例）
- 2 令和3年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定の適用については、同条例第5条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の115」とする。

議案第72号資料1

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略</p>	<p>期末手当の支給割合の変更</p>
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。 (令和3年12月の期末手当の特例) 2 令和3年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定の適用については、同条例第5条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の115」とする。</p>		

議案第72号資料2

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の主な改正概要

東京都に準じ、次のとおり改定する。

期末手当

1 年間支給月数

(1) 概要

年間支給月数を0.1月引き下げ、2.4月に改定する。

(2) 実施時期

令和3年12月期の期末手当から実施

(3) 改正による影響額

△5,944千円

※令和3年6月期の支給実績を基に算出

議案第73号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年11月29日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給月数の引下げを行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の125」を「100分の120」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の105」を「100分の100」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の95」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の70」を「100分の67.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。
（令和3年12月の期末手当の特例）
- 2 令和3年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項12月に支給する場合の欄中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、行(1)4級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、行(1)5級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																												
<p>(期末手当) 第17条 省略 2 期末手当の額は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="651 560 997 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{5}$分の120</td> <td>$\frac{100}{5}$分の120</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{0}$分の100</td> <td>$\frac{100}{0}$分の100</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>$\frac{100}{0}$分の90</td> <td>$\frac{100}{0}$分の90</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 } 省略 9</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の120	$\frac{100}{5}$ 分の120	行(1)4級職員	$\frac{100}{0}$ 分の100	$\frac{100}{0}$ 分の100	行(1)5級職員	$\frac{100}{0}$ 分の90	$\frac{100}{0}$ 分の90	<p>(期末手当) 第17条 省略 2 期末手当の額は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="651 560 997 1225"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{5}$分の120</td> <td>$\frac{100}{5}$分の120</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{5}$分の100</td> <td>$\frac{100}{5}$分の100</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>$\frac{100}{5}$分の95</td> <td>$\frac{100}{5}$分の95</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 } 省略 9</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の120	$\frac{100}{5}$ 分の120	行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の100	$\frac{100}{5}$ 分の100	行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の95	$\frac{100}{5}$ 分の95	<p>期末手当の支給割合の変更 同上</p>
職員の区分		割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の120	$\frac{100}{5}$ 分の120																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{0}$ 分の100	$\frac{100}{0}$ 分の100																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{0}$ 分の90	$\frac{100}{0}$ 分の90																												
職員の区分	割合																													
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の120	$\frac{100}{5}$ 分の120																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の100	$\frac{100}{5}$ 分の100																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の95	$\frac{100}{5}$ 分の95																												

付 則
(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(令和3年12月の期末手当の特例)

2 令和3年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項12月に支給する場合の欄中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、行(1)4級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、行(1)5級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同条例第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

議案第73号資料2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

令和3年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

期末・勤勉手当

1 年間支給月数

(1) 概要

年間支給月数を0.1月（再任用職員については、0.05月）引き下げ、4.45月（再任用職員については、2.35月）に改定する。引下げについては、期末手当で実施する。

(2) 実施時期

令和3年12月期の期末手当から実施

(3) 改正による影響額

△25,005千円

※令和3年4月1日現在の職員数に基づき算出

議案第73号資料3

令和3年 国及び東京都の特別給に係る勧告状況並びに小金井市の改定状況

区分	人事院勧告	東京都人事委員会勧告	小金井市
期末手当の引下げ 支給月数	△0.15月	△0.10月	△0.10月
期末・勤勉手当の 年間支給月数	4.30月	4.45月	4.45月
実施時期	令和3年12月期の期末手当から 実施	令和3年12月期の期末手当から 実施	令和3年12月期の期末手当から 実施